

埼玉県道路事業箇所評価実施要綱

平成16年8月24日 知事決裁

(目的)

第1 この要綱は、県が実施する道路事業箇所の評価（以下「評価」という。）に関する基本的事項を定め、道路事業の「選択と集中」を図るとともにその透明性を高めることを目的とする。

(評価の対象)

第2 評価の対象は、翌年度に実施を予定している箇所で、次に掲げる事業に係る箇所のうち、重点整備箇所を除く箇所とする。

- (1) 道路改築事業及び街路整備事業のうち、全体事業費が1億円以上の事業
- (2) 交差点整備事業、歩道整備事業及び電線類の地中化事業のうち、全体事業費が5千万円以上の事業

(評価の実施時期)

第3 評価は、原則として翌年度予算に係る予算編成時期までに行うものとする。

(評価の基準)

第4 評価は、事業の効率（以下「効率」という。）及び事業の効果（以下「効果」という。）に着目して行う。

2 効率と効果をそれぞれ適切に評価するため、対象事業ごとに評価項目を設定する。

(評価の方法)

第5 評価は、評価項目への寄与度を評価指標に基づき数値化したうえで、効率の評価と効果の評価を統合して箇所の優先度をランク付けすることにより行うものとする。

(重点整備箇所)

第6 評価の結果、上位のランクとなった箇所を重点整備箇所とするものとする。

(評価結果の公表)

第7 評価の結果は、当初予算案の発表後すみやかに公表する。

(施行期日)

第8 この要綱は、平成16年9月1日から施行する。